

埼玉県産後健診推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない子育て支援の体制構築のため、産後健診の費用を負担する市町村（母子保健衛生費国庫補助金交付要綱における妊娠・出産包括支援事業のうち産後ケア事業を実施する市町村を除く）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助の対象となる事業は、知事が定める「埼玉県産後健診推進事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業（以下「事業」という。）とする。

(補助対象経費及び補助額)

- 第3条 補助の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとし、補助額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に補助率を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額とする。
- 2 前項に関わらず、予算の範囲内で補助金を交付するため、補助額の算定において子育て世代包括支援センターを実施する市町村を優先することができるものとする。

(補助金の支払)

- 第4条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

(交付の条件)

- 第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

- 第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、

別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、前条の規定を準用し、申請書の様式は様式第1号の2のとおりとする。

(交付決定までの標準的期間)

第8条 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業完了後（第5条（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、様式第4号により行うものとする。

(書類の整備)

第13条 市町村は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 特別の事情により第3条、第6条、第7条及び第11条に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

区 分	基準額	対象経費	補助率
[産後健診] ・概ね産後1か月までに行 う産婦の健康診査 ※産婦1人につき1回分 を負担する。	5,000円×実施回数	産後健診推進事業の実 施に必要な経費	1 / 2